

第 26 回 福岡市屋外広告物審議会

【参考資料】 平成 27 年度福岡市屋外広告物審議会審議事項の概要

- 第 23 回 : H27. 8. 26 開催
- 第 24 回 : H27. 9. 25 開催
- 第 25 回 : H28. 1. 20 開催

平成 28 年 9 月 8 日

1 屋外広告物とは

次の4つの条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- (2) 屋外において表示されるもの
- (3) 公衆に表示されるもの
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

2 屋外広告物条制定の目的

- ・良好な景観の形成
- ・風致の維持
- ・公衆に対する危害防止

3 屋外広告物条例の主なルール

(1) 屋外広告物

- ・広告物を表示し、設置しようとする者は市長の許可が必要。
- ・広告物は規格基準に適合させなければならない。
- ・一定の地域・物件について広告物の掲示を禁止。

(2) 屋外広告業

- ・屋外広告業を営もうとする者は市長の登録を受けなければならない。
- ・市内の営業所ごとに業務主任者を定め、広告物に関する法令順守、適正施行、安全確保に関する総括を行う。

(3) 違反に対する措置

- ・上記の(1), (2)に違反した場合には罰則を適用する。

4 屋外広告物の主な種別



5 現状と課題

現状

郊外の自然豊かな地域や閑静な住宅地にも、商業地域にあるような大きな看板が建っている。



郊外の道路沿いに林立する大型看板

新しい広告媒体(LEDビジョンなど)が多くみられるようになってきた。

また、発光し表示面が変わることから設置場所・位置によっては交通安全上の配慮が求められる。



LED ビジョン広告

課題

全市一律の規格基準となっているため掲出規模が地域の特性や周辺との調和に適応していない。

交通安全面にも配慮した新たな広告媒体に対応する規格基準がない。

課題を踏まえ、下記の視点、方向性から、屋外広告物の規格基準等を見直すことについて、審議会から答申をいただき、その後、実施規定である福岡市屋外広告物条例を平成 28 年 3 月 28 日改正しました。(同施行規則、規格基準の告示は改正予定。)

●見直しの視点

福岡の街を魅力的でより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするために

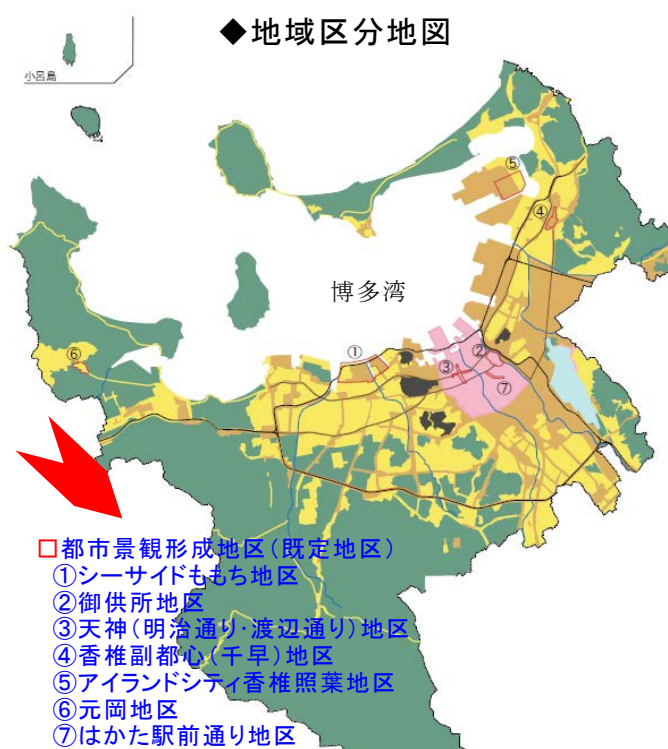
●見直しの方向性

| 地域特性に応じた賑わいの創出と周辺との調和 | |
|-----------------------|--------|
| 地域特性等に応じた規格基準等の見直し | ・・・1 |
| 地域景観の魅力向上 | |
| 公衆に対する危害防止 | |
| 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】 | ・・・2 |
| 役割り等の明確化 | ・・・3 |
| ・市等の責務 | ・・・(1) |
| ・屋外広告物管理者の要件 | ・・・(2) |
| ・広告主等の氏名等の公表 | ・・・(3) |
| ・現行規格の変更 | |

1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し [告示:H28.10.1 施行予定]

全市一律の規格基準について、地域特性や周辺環境との調和等に配慮して地域区分を設定し、その地域に対応した規格基準となるよう見直した。

- **都心部・空港周辺地域**
【対象地域】福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺
- **商業・沿道系地域**
【対象地域】第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特定流通業務施設区域
- **住居系地域**
【対象地域】第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、沿道サービス施設指定路線
- **自然・低層住居系地域**
【対象地域】第一種低層住居専用地域、市街化調整区域(空港を除く)小呂島、玄界島
- **空港地域**
【対象地域】空港敷地内



※今後作成する市民等への周知資料において、都市景観形成地区の各地区がどういうまちづくりをしていくのかが分かるようにお示しさせていただきます。
 ・例として、屋外広告物関係法令等参考資料①福岡市景観計画 P6 に示す都市景観形成地区の概要等を掲載します。また、屋外広告物の景観形成基準等も一体的にお示しすることとします。

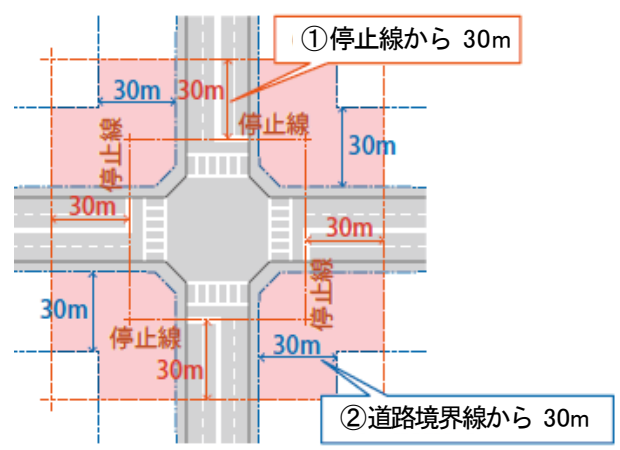
※前回の審議会から追加、修正した部分には「」を表記しています。

2 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】 [告示:H28.10.1 施行予定]

◆ LED・液晶ビジョンなどを設置する地域や場所の制限

| | | | |
|----------|------------|------------|------|
| 設置可能な地域 | 都心部・空港周辺地域 | 商業・沿道系地域 | 空港地域 |
| 設置できない地域 | 住所系地域 | 自然・低層住居系地域 | |

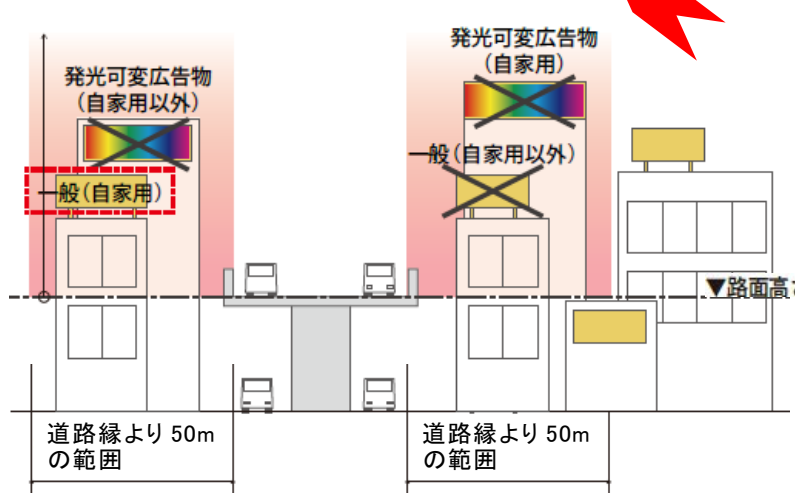
※設置可能な地域内でも、4車線以上の交差点では条件が付きます。



交差点の停止線及び道路境界から 30m の範囲では、LEDビジョンなどの発光、可変する広告物は信号機の高さを下回らないよう高さは地上から 10m 以上とする。

◆ 福岡高速道路等における広告物の設置制限

福岡高速道路及び西九州自動車道から眺望できないものを除き、各道路縁より 50m かつ路面高さ以上の範囲への設置を禁止する。
 ※一般広告物のうち、自家用で許可を受けたものは設置することができる。

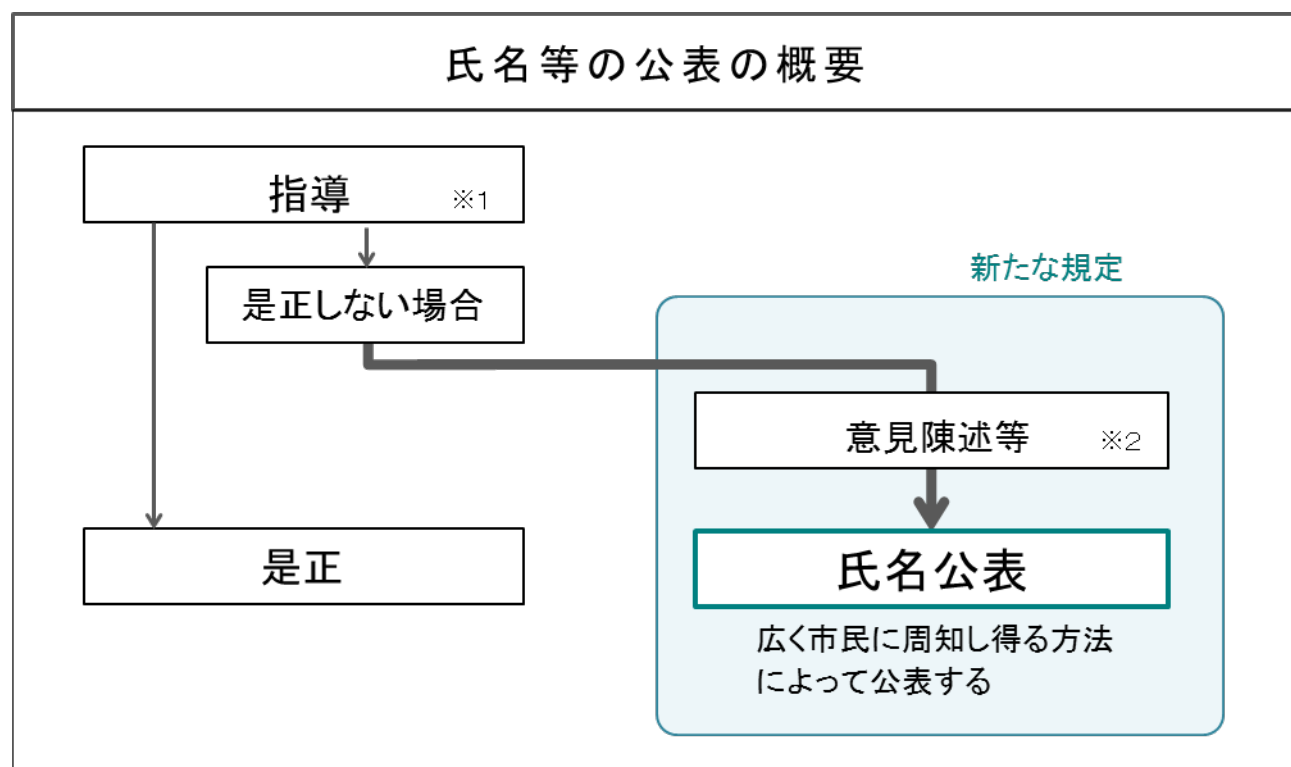


3 役割り等の明確化

- (1)【市等の責務】 [条例:H28.3.28 施行]
 屋外広告物が条例等の規定に適合して表示、設置され、かつ適正に管理が行われるよう広告物に関わる者の役割りや責務を明らかにしました。
- ① 市:啓発や指導をととして広告物に関する施策を総合的に推進する。
 - ② 広告主、屋外広告業者:法令を遵守し、連携して適正な管理のための措置を講ずる。
 - ③ 市民:市が実施する施策に協力するよう努める。
- (2)【屋外広告物の管理者の要件】 [条例:H28.10.1 施行予定]
 広告主や広告物の所有者等は、広告物に関し補修その他の必要な管理を怠らないようにし良好な状態に保持しなければならない。
- ① 広告主や広告物の所有者等は、広告物を管理する者を定めなければならない。
 - ② 広告物の適正な管理のためには構造や照明等の専門的な知識が要求されることから、高さが4m を超える広告塔、広告板(工作物確認申請物件)の類の管理者は、屋外広告士、講習会修了者、建築士、電気主任技術者などの資格を有することとする。

(3)【広告主等の氏名等の公表】 [条例:H28.10.1 施行予定]

悪質な違反行為等については、責任を有する者(責任の所在が不明な場合、連携して責任を有する者全体)の氏名等を公表する新たな制度を創設しました。



※1) 必要な許可申請手続きを行わない場合や条例の規定若しくは許可に付した条件への違反の事実が明らかとなった場合は、当該広告主等に対して、当該広告物の表示・設置の停止、または除却等の、必要な措置を講ずるよう指導する。

※2) 氏名公表を行うときは、あらかじめ勧告を受けた広告主等に理由を通知し、意見陳述等の機会を付与する。

屋外広告物規格基準等の見直しの項目と条例改正等の関係

| 規格基準等見直しの項目 | 条例 | 規則 | 告示 | 主な内容 |
|--------------------------------|----|----|----|---|
| 1 地域特性に等に応じた規格基準等の見直し | | | | |
| (1) 地域特性に応じた地域区分の設定 | | | ○ | ・地域区分毎の規格基準に変更修正 ・地域区分図を新規記載 |
| (2) 地域区分に対応した規格基準の設定 | | | ○ | |
| 2 地域景観の魅力向上 | | | | |
| 特定(緩和・強化)地区を定める規定の追加 | □ | ○ | | 「広告景観誘導地区」「広告物協定地区」に関する事項を新規記載 |
| 3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】 | | | | |
| (1) 発光可変表示式広告物 | | | ○ | 発光可変表示式広告物の規制を新規記載 |
| (2) 福岡高速道路等における規制 | | ○ | ○ | 福岡高速道路, 西九州自動車道沿線の規制を新規記載 |
| (3) 電車又は自転車道の外面を利用するもの | | | ○ | 発光可変表示装置や反射効果等を用いた表示の規制を追記 |
| 4 役割り等の明確化 | | | | |
| (1) 市等の責務 | | ● | | ・広告主, 施設管理者の定義を新規記載 ・市, 広告主, 屋外広告業者等の責務及び市民の協力について新規記載 |
| (2) 屋外広告物の管理者の要件 | □ | | ○ | ・屋外広告物管理者を設置することを新規記載 ・管理者のうち資格が必要な場合の要件を新規記載 |
| (3) 広告主等の氏名等の公表 | □ | | ○ | ・氏名等の公表に関する要件を新規記載 ・公表の方法を新規記載 |
| 5 現行規格の変更 | | | | |
| 自家用であっても許可が必要な広告物 | | | ○ | 表示する面積に関わらず許可申請の対象とするものについて修正 |
| 6 規格基準等の見直しに伴う経過措置 | | | | |
| 既存不適格の広告物等について | | | ○ | 既存不適格広告物は従前の規格基準で掲出できることを追記 |

屋外広告物行政窓口一元化による見直し

| 「はり紙, はり札の類」の取扱いについて | | | | |
|----------------------|---|---|--|---|
| 非営利広告物の許可の取り扱いについて | ● | ● | | 非営利広告物は許可不要とする(広告主は地域団体等が多く, 申請場所が遠くなるため) |
| 禁止物件の適用除外について | ● | ● | | 禁止物件の適用除外規定を削除(道路交通の安全を確保するため。なお, 物件所有者も原則承認しないため。) |

●: 3/28 改正 3/28 施行
 □: 3/28 改正 10/1 施行
 ○: 改正予定 10/1 施行